日本小児外科学会 会員各位

> 一般社団法人日本小児外科学会 理事長 田尻達郎

一般社団法人日本小児外科学会定款施行細則改正のお知らせ

拝啓

評議員、会員各位には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

一般社団法人(一社)日本小児外科学会定款第44条により、令和2年7月22日に第2回 理事会において下記のように定款施行細則が一部改正されましたことをお知らせいたしま す。

改正の概要は以下のとおりです。

定款第5条により本年度は評議員選挙が予定されています。この選挙は現時点では本学会の特定非営利活動法人(NPO)としての評議員選挙を兼ねております。ところが選挙に関する規則について一社と NPO の定款施行細則に相違があり、選挙実施前にその齟齬を修正する必要がありました。今回の改正においては、主に評議員選挙の日程に関する規則について2018年に改正した NPO 定款施行細則に沿うように改正しました。

また定款第 16 条により来年の評議員会にて行われる予定の理事・監事等の役員選挙については、昨今の社会状況を踏まえて、今後電子投票にて行えるよう条文を改正しました。 以下の新旧対照表において改正点をご確認ください。

なお詳しくは9月の学術集会時に実施予定のNPO臨時評議員会兼総会においてご説明させて頂きたく存じます。

今後とも学会運営に関して、ご理解とご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本小児外科学会 定款施行細則

旧

2019. 4.1 施行

新(改定案)

一般社団法人 日本小児外科学会 定款施行細則

2019. 4.1 施行 2020. 7. 22 改正

(名誉会員及び特別会員)

第4条 名誉会員及び特別会員は、原則年齢 65 歳以上で本学会に功績のある正会員か ら理事会が推薦する。

- 2 名誉会員及び特別会員の称号は終身とする。
- 3 名誉会員及び特別会員は第2条(2) から(5)の権利を有するほか、社員総会に 出席し意見を述べることができる。

第3章 評議員の選出

(区分及び定数)

第6条

3 選挙評議員の定数は、選挙の行われる 前年の9月1日現在の正会員数の4%以上 16%未満とし、推薦評議員の定数は、選 挙評議員の25%以内とする。

(選挙管理委員会)

第7条 評議員選挙を実施するために、選挙 管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から理事長がこれを委嘱する。

(名誉会員及び特別会員)

第5条 名誉会員及び特別会員は、原則年齢 65 歳以上で本学会に功績のある正会員か ら理事会が推薦する。

- 2 名誉会員及び特別会員の称号は終身とする。
- 3 名誉会員及び特別会員は第2条(2) から(5)の権利を有するほか、社員総会に 出席し意見を述べることができる。

第3章 評議員の選出

(区分及び定数)

第7条

3 選挙評議員の定数は、選挙の行われる 年の9月1日現在の正会員数の4%以上1 6%未満とし、推薦評議員の定数は、選挙 評議員の25%以内とする。

(選挙管理委員会)

第8条 評議員選挙を実施するために、選挙 管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から理事長が3名の選挙管理委員を委嘱する。ただし、選挙管理委員は評議員選挙に立候補できない。
- 4 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、評議員の選挙を管理する。

(選挙の時期)

第9条 評議員の選挙は2年ごとに11月または12月に行い、選挙の期日は選挙ごとに選挙管理委員会が定める。

(選挙権)

第8条 評議員選挙の選挙権は、当該選挙年度の9月1日現在の正会員がこれを有する。ただし、当該選挙年度の9月1日現在において、当該年度及び前年度の会費をともに納入していない正会員は選挙権を有しないものとする。

(被選挙権)

第8条 評議員選挙の被選挙権は、当該選挙 年度の9月1日現在、引き続き3年以上正 会員歴があり、当該年度及び前年度の会費 を完納している正会員とし、名誉会員及び 特別会員については被選挙権を有しないも のとする。

2 前項の規定にかかわらず、現職の評議 員でその任期の2年の間に2回とも社員総 会を欠席し、かつ、委任状の提出がない者 については被選挙権を有しない。

(選挙の告知及び有権者名簿)

第9条 選挙管理委員会は、選挙に関する告示を行い、かつ、有権者名簿を当該選挙年度の前年の12月10日までに正会員に告知する。

2 有権者名簿に関する異議の申立は、当 該選挙年度の前年の12月25日までに選 挙管理委員会に行うものとする。

(選挙権)

第10条 評議員選挙の選挙権は、選挙の行われる年の9月1日現在の正会員がこれを有する。ただし、選挙の行われる年の9月1日現在において、選挙の行われる年度及び前年度の会費をともに納入していない正会員は選挙権を有しないものとする。

(被選挙権)

第11条 評議員選挙の被選挙権は、選挙の 行われる年の9月1日現在、引き続き3年 以上正会員歴があり、選挙の行われる年度 及び前年度の会費を完納している正会員と し、名誉会員及び特別会員については被選 挙権を有しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現職の評議 員でその任期の2年の間に2回とも定時社 員総会を欠席し、かつ、委任状の提出がな い者については被選挙権を有しない。

(選挙の告知及び有権者名簿)

第12条 選挙管理委員会は、選挙に関する 告示を行い、かつ、有権者名簿を<mark>選挙の行われる年の11月10日までに正会員に告知する。</mark>

2 有権者名簿に関する異議の申立は、選挙の行われる年の11月22日までに選挙管理委員会に行うものとする。

(立候補又は推薦の方法)

第10条 選挙に立候補する者、又は選挙の 候補者を推薦しようとする者は、当該選挙 年度の前年の12月25日までに、告知さ れた方法に従い、選挙管理委員会に届け出 るものとする。

(投票)

第11条 選挙管理委員会は、候補者名簿、確定した有権者名簿、選出すべき選挙評議員数及び投票方法を当該選挙年度の2月10日までに有権者に告知する。

2 投票は、候補者に対する単記無記名と し、告知された方法に従い、選挙管理委員 会の指定する場所に、当該選挙年度の3月 1日までに行うものとする。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会において、当該選挙年度の3月31日までの予め 定められた日時に、予め定められた場所に おいて行う。

第4章 理事、監事及び会長並びに次期会長 の選出

(総則)

第15条 理事、監事及び会長並びに次期会 長(以下「役員等」という。)は、この細則 に従い選出された候補者を社員総会の決議 により選任する。

- 2 役員等は、社員総会において出席評議 員の選挙によって選出し、委任状による投 票はこれを認めない。
- 6 役員等の選挙は、理事、監事、次期会長 の順に行う。

(立候補又は推薦の方法)

第13条 選挙に立候補する者、又は選挙の候補者を推薦しようとする者は、選挙の行われる年の11月22日までに、告知された方法に従い、選挙管理委員会に届け出るものとする。

(投票)

第14条 選挙管理委員会は、候補者名簿、確定した有権者名簿、選出すべき選挙評議員数及び投票方法を選挙の行われる年の12月10日までに有権者に告知する。

2 投票は、候補者に対する単記無記名と し、告知された方法に従い、選挙管理委員 会の指定する場所に、選挙の行われる年の 12月20日までに行うものとする。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会において、選挙の行われる年の12月31日までの予め定められた日時に、予め定められた 場所において行う。

第4章 理事、監事及び会長並びに次期会長 の選出

(総則)

第18条 理事、監事及び会長並びに次期会 長(以下「役員等」という。)は、この細則 に従い選出された候補者を社員総会の決議 により選任する。

2 役員等は、評議員選挙終了後社員総会の日までに選出する。

6 役員等の選挙は、理事、監事、次期会長 の順に行う。

(選挙管理委員)第17条 役員等の選挙を管理するために、選挙管理委員を置く。2 選挙管理委員は、社員総会の議長が、

る。

(選挙管理委員)

第20条 役員等の選挙を管理するために、 選挙管理委員を置く。

2 選挙管理委員は、社員総会の議長が、 2 選挙管理委員は、理事長が、評議員の 出席した評議員の中から2名以上を指名す 中から2名以上を指名する。